

八郎潟町教育委員会障害者活躍推進計画

機関名	八郎潟町教育委員会
任命権者	八郎潟町教育委員会 教育長 江畠 廣
計画期間	令和4年4月1日 ～ 令和9年3月31日（5年間）
八郎潟町教育委員会における障害者雇用に関する課題	<p>八郎潟町教育委員会は、町内1校区に小中学校各1校を有する小規模機関であり、障害者の雇用に関する法律（昭和35年法律第123号。）に規定する法定雇用障害者数がないことから、障害者に限定した募集は行っていない。</p> <p>学校関係業務の求人に対する障害者からの応募がないため職員に障害者がなく、障害者を任用した際には個別に対応することを想定していることから、現時点においては組織的な体制整備は必要ないものと考えている。</p>
目標	
①採用に関する目標	法定雇用障害者数の有無に関わらず、障害者雇用について理解を図る。
②定着に関する目標	なし
取組内容	
1 障害者の活躍を推進する体制整備	<p>○障害者雇用推進者として教育課長を選任する。</p> <p>○町長部局と連携して職員の相談に対応することとする。</p>
2 障害者の活躍の基本となる職務の選出・創出	○障害者に過度の負担を強いることなく遂行できる職務又は業務の選出及び創出について検討する。
3 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<p>○障害者からの相談に対応するほか、人事評価面談等の機会に障害者である職員への必要な配慮等を把握し、その内容を踏まえて職務又は業務の内容の検討を行い、必要な措置を講ずる。</p> <p>○上記の措置を講じる場合には、本人からの要望を踏まえたうえで、対応可能な範囲で適切に実施する。</p> <p>○募集又は採用にあたり、次の取扱いを行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定の障害を排除すること。 ・特定の障害に限定すること。 ・「自力で通勤ができること」、「介助者なしで業務が遂行できること」、「就労支援機関に所属又は登録しており、雇用期間中に支援が受けられること」等の条件を付すこと。 ・特定の就労支援施設からの受け入れに限定すること。
4 その他	関係法令等に基づき、障害者の活躍の場を拡大できるよう適切に支援し、配慮に務める。